

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正(案)の概要

1 改正の趣旨

本県では、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、もって県民の安全の確保に資することを目的に、本年6月に福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）を施行し、土砂等の埋立等について必要な規制を行っている。

当該条例について、土壌汚染を防止する観点からの規定を加えることを目的として、改正しようとするものである。

また、その他、所要の改正を行う。

2 主な改正の概要（土壌汚染防止関連規定の追加）

(1) 目的

目的に土壌の汚染の防止に係る文言を追加する。

(2) 土砂等の搬入の届出

3,000m²以上の土砂等の埋立て等の行為者に対し、土砂等の分析表等を添付した事前の届出を義務付ける。

(3) 土壌の調査等

土砂等の埋立て等の許可を受けた者に対して、埋立て等の実施中及び埋立て等完了後に当該区域の土壌調査を義務付ける。

(4) 安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止、措置命令

安全基準^{*}に適合しない土砂等の埋立て等及び当該埋立て等に係る土地の提供を禁止するとともに、使用されていることが確認された場合には、行為者、土地所有者等に対し、安全基準に適合しない土砂等の撤去等に係る措置を命ずることができるものとする。

※ 環境基本法第16条第1項に基づく土壌環境基準に準じる。（別紙）

(5) 許可取消し等

許可取り消し等の対象に土砂等の搬入届出義務違反等を追加する。

(6) 罰則

罰則の対象に土砂等の搬入届出義務違反等を追加する。

3 スケジュール

令和6年10月	諮問
令和7年1月	答申
同 2月	2月議会提出
同 4月	公布予定

表 盛土規制法及び現行の土砂条例並びに改正後の土砂条例の比較

		盛土規制法	土砂条例（現行）	土砂条例（改正後）	
目的		・災害の発生の防止	・災害の発生の防止	・災害の発生の防止 ・ 土壌の汚染の防止	
区域		・県全域 宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	・県全域 左記区域は適用除外	・県全域 同左※ ※ 土壌の汚染の防止に係る規定は適用	
主な規制内容	災害発生の防止（許可）	規模	・一定の高さ超 ・面積 500m ² 又は 3,000m ² 超	・面積 3,000m ² 以上 同左	
		行為	・盛土・切土 ・堆積	・盛土・切土 ・堆積 ・土地の埋立て	・土地の埋立て※ ※ 盛土・切土・堆積は適用除外
		基準	・盛土や堆積の高さ ・法面の勾配 ・盛土の安定計算の実施 ・崖面崩落防止施設の設置	・盛土や堆積の高さ ・法面の勾配	同左
	土壌の汚染の防止（届出）	規模	—	—	・面積 3,000m ² 以上
		行為	—	—	・盛土・切土 ・堆積 ・土地の埋立て
		基準	—	—	・安全基準への適合
許可取り消し等		・不正の手段による許可取得等	・不正の手段による許可取得 等	・不正の手段による許可取得 ・土砂等搬入無届出 ・土壌調査義務違反等	
罰則		・無許可工事 等	・無許可工事 等	・無許可工事 ・土砂等搬入無届出 ・土壌調査義務違反等	

項目	溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)
四塩化炭素	0.002 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
ジクロロメタン	0.02 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	—
ベンゼン	0.01 以下	—
クロロエチレン	0.002 以下	—
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
水銀及びその化合物	0.0005 以下	15 以下
水銀及びその化合物 のうちアルキル水銀	検出されないこと	15 以下
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
シマジン	0.003 以下	—
チオベンカルブ	0.02 以下	—
チウラム	0.006 以下	—
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
有機りん化合物	検出されないこと	—
1,4-ジオキサン	0.05 以下	—